

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

平成24年度業務実績評価調書

平成25年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成24年度計画			
<p>I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 組織運営の効率化 組織の運営について以下のとおり取り組むとともに、業務や組織の在り方について継続的に点検を行い、機動的に見直しを行う。</p> <p>① 法人の権限及び責任の明確化、透明性及び自主性の向上等に対応した組織の整備</p> <p>② 社会経済情勢の変化に対し機動的に対応できる組織の整備</p>	<p>I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 組織運営の効率化 必要最小限の組織として設置した総務部、経理部、企画部、関西業務部の4部により、組織運営の効率化に努める。</p> <p>また、経過的に東京都に置かれている主たる事務所の神奈川県への早期移転については、引き続き検討を進める。</p>	A	<p>計画が着実に実施されていると認められ、評価できる。</p> <p>特に内部統制を図る施策として、会社と連携した事業に注力している。</p>	<p>神奈川県への移転計画について、具体的な作業と移転に伴うコスト、便益については早急に検討を進めるとともに、移転が現状における最善解かどうかの検討も行っていただきたい。</p>
<p>2 業務リスクの管理</p> <p>① 会社との協定の締結に当たっては、金利、交通量、経済動向等の見通しについて最新の知見に基づき検討し、適正な品質や管理水準の確保を前提に、高速道路の新設等の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、会社から引き受けることとなる債務の限度額等を定める。</p>	<p>2 業務リスクの管理</p> <p>① 同左</p>	A	<p>諸情勢が大きく変化する中、新規道路の追加や緊急修繕事業の実施に際して、協定等を遅滞なく変更するなど着実かつ適切に対応しており、評価できる。</p>	<p>災害リスクが高まる中で、計画外の事例も発生する可能性があることから、一層充実した体制を整えていただきたい。</p>
<p>② 債務返済の見通しについて定量的に把握することを通じて適切な債務の残高の管理に努める。社会経済情勢の変化に対応して協定を変更する必要があるとき又は業務等の適正かつ円滑な実施に支障が生ずるおそれがある場合、必要に応じて協定を変更。</p>	<p>② 同左</p>	A	<p>社会情勢等が変化する中で、適切に協定等が見直されており評価できる。</p>	
<p>③ 債務返済に係る借換資金等の資金調達に当たっては、将来の借換えに伴う金利の上昇リスクの軽減と更なる調達の多様化を図る。</p>	<p>③ 同左</p>	A	<p>長期金利の上昇など懸念材料も出始めているなか、金利上昇リスクの軽減を図るとともに、毎年度の償還額の平準化を考慮し、調達方法も多様化するなど適切に資金調達を行っ</p>	<p>良い成果をあげているが、インフレ目標率の導入など、環境が大きく変わる中で更なる工夫が求められている。</p>

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成24年度計画			
			ている。 また、投資家の裾野を広げるための工夫の実施や、平均利率も安定しており評価できる。	
3 業務コストの縮減 ・外部委託の活用等により業務運営全体の効率化を推進するとともに、安定的に低利での資金調達を行うことにより業務コストを可能な限り縮減。 ・一般管理費については、平成24年度までに平成21年度年度と比較して3%を上回る削減を実施。	3 業務コストの縮減 ・同左 ・一般管理費については、平成21年度と比較して3%を上回る削減を実施。	S	他の法人に比べて非常に大きな成果を得ている訳ではないが、努力し、かつ成果も得られており、特に一般管理費の削減は評価できる。	人件費の削減は国からの要請に基づく義務的な削減であり、業務コストの縮減は限界に近づいていると思料される。
4 入札及び契約の適正化の推進 ・競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行う。 ・一般競争入札等について、真に競争性が確保されているか、点検・検証を行い、取組状況を公表する。	4 入札及び契約の適正化の推進 ・同左 ・同左	A	昨年に引き続き、外部の委員会によるチェックを受けながら確実に競争性を高める工夫を続け、一者応札の改善や調達の公開に努めており評価できる。	発注だけでなく資金調達に関する契約についても競争性・公平性が確保されているため、実績に記載していただきたい。
5 積極的な情報公開 ① 財務内容の公開 ・財務諸表等を積極的に公開。その際、セグメント情報について可能な限り詳細に示す。 ・債券説明書をホームページに掲載。	5 積極的な情報公開 ① 財務内容の公開 ・同左 ・同左	A	着実に実施されており評価できる。特に情報公開は積極的である。	一般の目から見て、財務諸表の内容と機構が行っている業務がリンクしていないように感じられることから、誰にでも理解出来るよう、説明の仕方を工夫することが望まれる。
② 資産の保有及び貸付状況の公開 高速道路に係る道路資産の保有及び貸付状況をホームページに掲載。	② 資産の保有及び貸付状況の公開 ホームページで公開している「道路資産の保有及び貸付状況」の更新。	A	計画通りの成果を得ており評価できる。	高速道路の利用状況（車種別路線別の総走行台キロ、料金収入、維持管理費用など）のデータの公開について改善が望まれる。

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成24年度計画			
③ 債務の返済状況の公開 債務返済の計画と実績の対比等の情報を分析等を含め公表。	③ 債務の返済状況の公開 同左	A	計画通りの成果を得ており評価できる。	
④ 債務返済の見通しの根拠の公開 債務返済の見通しに関する根拠を公表。	④ 債務返済の見通しの根拠の公開 同左	A	計画通りに確実に進展しており評価できる。	
⑤ 費用の縮減状況等の公開 ・新設等に関する債務引受額、コスト縮減額、助成額等を公表。 ・会社が行う管理費用の縮減の内容、利便性の向上の指標を公表。	⑤ 費用の縮減状況等の公開 ・同左 ・同左	A	コストの計画との差を明確にかつ速やかに公表し、その理由も明らかにしていることは優れた取り組みであり評価できる。また、アウトカム指標の実績もわかりやすいものとされている。	
⑥ 評価及び監査に関する事項 年度業務実績評価、政策評価等について情報提供。	⑥ 評価及び監査に関する事項 同左	A	計画通りに確実に進展しており評価できる。	
⑦ ホームページ等の充実 ・上記①から⑥の情報提供に当たっては、ホームページ等による積極的な情報公開に努める。英語版についても、迅速な更新に努める。 ・会社と共同し、高速道路料金施策についての総合的なページとして充実。	⑦ ホームページ等の充実 ・同左 ・同左	S	グローバル化を進めるためにも、海外を含めた情報発信、海外事業の調査報告など優れた活動を積極的に行っており、英語版のホームページ更新も着実に実施されている。 ホームページをユーザーが使いやすい構成にリニューアルしたこと、また、様々な努力によってアクセス数が増加し、一般利用者の利便性に大きく貢献していると認められることから高く評価できる。	ホームページは、当初に比べると、格段に見やすくなった。 今後はコンテンツの充実を高速道路会社と連携の上進めるほか、アンケートページをユーザーが利用しやすいよう、記入式ではなく選択式にするなど、さらなる改善が望まれる。

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成24年度計画			
⑧ 業務パンフレット等による広報パンフレット等による情報提供。	⑧ 業務パンフレット等による広報同左	A	海外の各種制度に関する調査研究は、量もさることながら、質的にものかなり高いものになっており評価できる。	海外調査報告書の中には、PPP関連の報告書など、参考になる報告書もあり、引き続き取り組んでいただきたい。
6 業務評価の実施 業務全体について定期的に自己評価を行い、公表。	6 業務評価の実施 同左	A	自己評価の手続きが着実に実施されており評価できる。	
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 高速道路に係る道路資産の保有、貸付け ① 道路資産台帳の作成、更新により道路資産の内容を把握。	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 高速道路に係る道路資産の保有、貸付け ① 同左	A	着実な成果を納めており評価できる。	
② 道路資産の貸付けに当たって、会社が適切に良好な状態に保つよう維持、修繕することを確認。会社と、管理の実施状況について連絡、確認を行うとともに、情報公開に努める。	② 貸し付けた道路資産の管理の実施状況について会社から報告を受け、必要に応じ実地に確認。アウトカム指標、管理費用の計画実績の対比などを記載した「維持、修繕その他の管理の報告書」の公表。	A	ホームページの公表の仕方に工夫が見られるが、「維持、修繕その他の管理の報告書」は、報告書を張り付けているだけで物足りない。一方、25年度公表分からは、アウトカム指標の設定根拠を明示することを予定するなど、公表の仕方にさらなる工夫が見られ、評価できる。	笹子トンネル事故を踏まえ、第3期中期計画（H25～H30）に定められた「国及び会社と一体となって、高速道路の老朽化対策を講じるとともに、管理水準の向上を図ることにより高速道路の安全性を一層向上させる」ことに、機構として積極的に取り組むことが望まれる。 「維持、修繕その他の管理の報告書」には、点検結果を載せるなどの工夫が必要。 アウトカム指標については、さらなる充実とスピードアップが必要。

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成24年度計画			
<p>2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済</p> <p>① 貸付料は、占用料等と併せて、債務返済費用等を45年以内に償うものとなるよう定める。毎年度の貸付料は、会社の料金収入から管理費を控除した額とし、将来の料金収入や管理費を見通してその計画値で算出。</p>	<p>2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済</p>	—		
<p>② 債務の管理を適切に実施し、平成24年度末時点における機構の有利子債務残高を32.0兆円以下とする。</p> <p>1) 高速自動車国道及び本州四国連絡高速道路に係るそれぞれの有利子債務残高は、民営化時の承継債務の総額を上回らない。</p> <p>2) 首都高速道路、阪神高速道路及びその他の高速道路に係るそれぞれの有利子債務残高は、民営化時の承継債務の総額を上回らないよう努める。</p> <p>3) 新設、改築等に要する費用に充てるための債務で機構が各会社から引き受ける額は、各会社から徴収する貸付料を充てて返済できる範囲内。</p> <p>4) 全国路線網に属する高速道路にあっては、3会社から徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を試算し、それぞれの返済の達成状況を公表。</p> <p>5) 全国路線網以外の高速道路にあっては、業務実施計画の対象ごとの債務について、各会社から徴収する貸付料による返済の達成状況を公表。</p>	<p>① 債務の管理を適切に実施し、平成24年度末時点における機構の有利子債務残高を30.7兆円以下とする。</p> <p>1) 同左</p> <p>2) 同左</p> <p>3) 業務実施計画の対象となる高速道路ごとの債務について、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を公表。</p>	A	債務返済の目標が着実に達成されており評価できる。	
<p>③ 貸付料、占用料等の確保及び業務コスト縮減による債務返済以外の支出の抑制。</p>	<p>② 同左</p>	A	着実な実施状況であると認められ、評価できる。	

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成24年度計画			
④ 金利、交通量等の変動を注視し、債務返済の見直しについて、定量的に把握することを通じて、適切に債務残高を管理。	③ 同左	A	適切な管理がなされており評価できる。	
3 会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け ① 協定における新設及び改築の債務引受限度額は、供用予定区間を単位として適正額を設定。 ② 修繕の債務引受限度額は、修繕時期等を考慮して単位を定め、その単位ごとに適正額を設定。	3 会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け —	—		
③ 債務引受限度額を見直す場合は、見直し前の額を基準に、算出の基礎となった工事の内容等を考慮して適正額を設定。	① 同左	A	算定基準の基礎となる工事内容だけでなく、物価の変動を十分考慮していることは適切な努力であると認められる。	今後、人件費や資材費の価格が上昇する中、土木建築関係のコストが上昇すると思われるため、より注意して業務に努めていただきたい。
④ 会社から債務を引き受ける際には、対象道路資産に対し、引受額が適正な額であることを十分に確認。	② 同左	A	着実な実施状況であると認められ、評価できる。	
⑤ 道路資産が機構に帰属する場合は、道路資産の内容の確認を適正に実施。	③ 道路資産が機構に帰属する場合は、道路資産の内容の確認を適正に実施。 また、会社と取り交わした「機構保有資産に係る厳正な資産管理体制の確立に関する確認書」に基づく資産管理。	A	着実な実施状況であると認められ、評価できる。	
4 会社に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付け 財源となる出資金等が交付された場合、遅滞なく会社に対する無利子貸付けを実施。	4 会社に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付け 同左	A	着実な実施状況であると認められ、評価できる。	
5 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け 財源となる補助金が交付された場合、遅滞なく会社に対する無利子貸付けを実施。	5 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け 同左	A	着実な実施状況であると認められ、評価できる。	

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成24年度計画			
<p>6 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定において、新設、改築及び修繕に係る費用の会社の経営努力による縮減額の一部を助成する仕組みを適正に運用。 ・貸付料の額の固定により、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減が会社の業績に反映される仕組みとし、協定の見直しを通じて成果を国民に還元。 	<p>6 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定に基づき、会社の経営努力による新設、改築及び修繕に要する費用の縮減を助長する仕組みについて「高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会」の審議を行う等、適正な運用を図る。 	S	<p>「供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減」の算定に関する改定の実施は評価できる。また、予防保全の技術開発を先取りする取り組みを実施しており、助成制度が積極的に適用され、その利益が国民に還元されていると高く評価できる。</p>	<p>新技術のなかには、費用縮減に資するものではなく、費用は多少増加するものの、性能が向上するものがあることに留意すべきである。</p> <p>また、費用縮減のみならず、他の成果に対して会社のインセンティブが働くような検討をすべきである。</p> <p>今後はインセンティブ協定のノウハウを他の分野や独立法人と共有していただきたい。</p>
<p>7 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社等と連携を図り、通行止め等の行政措置を遅滞なく実施。手続きを適正かつ効率的に行うため、会社と協力して情報連絡体制を構築。 ・道路占用等の許可に当たり、制度の適切な運用に努め、事務手続きの在り方を継続的に点検し、必要に応じ見直す。 	<p>7 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 	S	<p>特殊車両通行許可については、複数の会社にまたがる申請を統合することで、業務効率も大幅に改善し、国民の利便性に大きく貢献した。さらに、車両制限令違反車両の摘発にむけて各会社との連携が積極的に図られている。また、高架下の有効利用も図られており高く評価できる。</p>	<p>車両制限令違反車両に対しては、会社等と連携して、取締の一層の強化及びその取組を表す指標の設定ができないか検討いただきたい。</p>
<p>8 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務</p> <p>業務の実施に当たり本四高速道路会社と連携し、一般旅客定期航路事業等に係る影響を軽減。</p>	-	-		
<p>9 本州四国連絡鉄道施設に係る業務</p> <p>① 鉄道事業者からの利用料の確実な徴収及び本四高速道路会社の協力を得た鉄道施設の管理。</p>	<p>8 本州四国連絡鉄道施設に係る業務</p> <p>① 同左</p>	A	<p>鉄道施設の管理が適正になされており評価できる。</p>	

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成24年度計画			
② 災害発生時には本四高速道路会社の協力を得て速やかな復旧を行う。	② 同左	—		
10 業務遂行に当たっての取組 ① 国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携の推進 関係機関との積極的な情報及び意見の交換	9 業務遂行に当たっての取組 ① 国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携の推進 同左	A	着実に実施されており、評価できる。	
② 高速道路事業の総合的なコストの縮減 協定の締結又は見直しに際し、新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に係るコスト縮減努力が図られるよう工夫。	—	—		
③ 高速道路の利用促進 ・必要な高速道路網の整備と併せ、より高速道路の利用を促進する施策を推進するよう会社に促す。 ・高速道路利便増進事業について、会社と協力して、効果的に運用。	② 高速道路の利用促進 ・同左 ・同左	A	着実に実施されており、評価できる。	道路分科会で「利用重視の料金体系」が提言されたが、協定の反映方法を含め具体的なあり方について、積極的に検討を進めていただきたい。 また会社と連携して、高速道路の利用促進に積極的に取り組むことが期待される。
④ 高速道路事業に関する新技術の開発等の促進 費用の縮減を助長するための仕組みを通じて、会社に新技術の開発等を促す。	③ 高速道路事業に関する新技術の開発等の促進 同左	S	技術開発が進むためには、実際に新技術が利用されることが不可欠であるなか、本制度は積極的に活用されているほか、新技術の標準化も適切に行われており評価できる。	新技術が標準化されたことにより、コスト縮減にどの程度効果があったのかを把握いただきたい。 今後は、老朽化に伴う点検のあり方などが大きな技術開発テーマとなることから、新技術開発については、このような重点領域を明記することも期待される。

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成24年度計画			
⑤ 環境への配慮 ・特定調達物品等の100%調達。 ・会社に対し、高速道路の整備や料金施策等の実施の際、環境に配慮するよう促す。	④ 環境への配慮 ・同左 ・同左	A	着実に実施されており、評価できる。	
⑥ 危機管理 ・高速道路の供用に重大な影響を与える事態が発生した場合、重要業務を遅滞なく執行するとともに、会社及び関係行政機関と協力して迅速かつ的確な情報収集等を行う。 ・会社等と連携し、当該事態を想定した訓練を年1回以上実施、機構独自の非常時参集訓練や重要業務の継続訓練等を適宜実施。	⑤ 危機管理 ・同左 ・同左	S	国の大動脈である高速道路を多様な条件下で安全、確実に運営していること、事故・災害への緊急的対応も適切であること、そのための仕組みの構築や訓練の実施など、その努力と成果は高く評価できる。特に、首都直下型地震を想定するなど、防災関係の訓練等において、積極的な取り組みが見られる。	走行中に視認することが可能なイベント時には、高速本線上の安全確保のため、利用者を積極的にSA・PAに誘導する情報発信をすることが望まれる。
Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 1 財務体質の強化 ① 協定の締結又は見直しに当たっては、金利、交通量等の見通しを最新のデータ及び手法を用いて適切に把握し社会経済情勢の変化等に適切に対応。	Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 1 財務体質の強化 —	—		
② 貸付料について、協定締結時及び業務実施計画認可時の審査過程等を通じ、適正性の審査を厳格に行う。業務活動による収入の確保を図る。	① 確実に貸付料を収受するなど、業務活動による収入の確保を図る。	A	着実に実施されており、評価できる。	
③ 調達資金に係る金利コストの低減及び徹底した業務コストの縮減により債務返済以外の支出を抑制。	② 同左	A	一般管理費が縮減されており評価できる。	
2 予算 3 収支計画 4 資金計画	2 予算 3 収支計画 4 資金計画	A	継続的に確実な償還実績をあげており評価できる。	

項 目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成24年度計画			
IV 短期借入金の限度額 単年度9,600億円	IV 短期借入金の限度額 同左	—		
V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし	V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 同左	—		
VI 剰余金の使途 なし	VI 剰余金の使途 同左	—		
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 該当なし	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 同左	—		
2 人事に関する計画 ① 方針 1) 職員の勤務成績及び法人の業務成績の処遇への反映。職員に必要な業務リスク管理等の知識及び能力の養成に努める。 2) 定員の抑制及び人員の適正な配置による業務運営の効率化。	2 人事に関する計画 ① 方針 1) 同左 2) 人員の適正な配置により業務運営の効率化。	A	着実に実施されており、評価できる。	
② 人員に関する指標 常勤職員数を85人とし、人員を抑制。	② 人員に関する指標 常勤職員数は、85人を上回らないものとする。	A	着実に実施されており、評価できる。	常勤職員数は抑制するだけでなく、業務内容に応じた弾力性が必要。
③ 人件費に関する指標 ・平成22年度に平成18年度から5年間で、人件費の5%以上を削減し、更に平成23年度まで国家公務員に準じた人件費改革の取組を継続。 ・給与水準の適正化について着実に取組を進め、その検証結果及び取組状況を公表。	③ 人件費に関する指標 ・同左 ・同左	A	人件費の管理が適正に行われており評価できる。	

項 目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成24年度計画			
3 機構法第21条第3項に規定する積立金の使途 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理を行う業務とする。	3 機構法第21条第3項に規定する積立金の使途 前中期目標期間に取得した鉄道施設に係る償却資産について、減価償却及び除却費用に充填。	A	着実に実施されており、評価できる。	

<記入要領>・項目ごとの「評定結果」の欄に、以下の段階的評定を記入するとともに、その右の「評定理由」欄に理由を記入する。

SS：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

S：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

A：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

B：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

C：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評定理由」欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評価

業務運営評価（実施状況全体）

評点の分布状況（項目数合計：40項目）

SS	0項目	
S	6項目	
A	34項目	
B	0項目	
C	0項目	

総合評価

（法人の業務の実績）

中期計画の達成に向けた平成24年度計画の実施状況に係る総合評価は順調と考えられる。

平成24年度における、機構の主な業務実績は以下のとおり。

- ・今後の金利上昇リスクを軽減し、債務返済の確実性を高める観点から、長期債（10年）・超長期債（10年超）の発行を行ったほか、資金調達の多様化の観点から中期債（4年債）の発行を行い、総額2兆8,660億円の資金を調達。
- ・ホームページについては、より使い勝手の良いものとするため、アクセスデータの収集・解析やユーザーへのアンケート調査を実施し、閲覧動向や改善要望を把握した上で、情報を検索しやすくするための工夫やユーザーが求める情報の充実を図り、全面的なリニューアルを実施。
- ・資産管理については、会社による業務処理統制の的確性を確保するため、機構が会社の会計監査人に依頼し、機構へ提供される資産データの作成過程について検証し、適正であることを確認。
- ・アウトカム指標については、会社間共通のアウトカム指標（本線渋滞損失時間、道路構造物保全率等）を設け、会社間で対比するとともに目標達成の状況確認を行い、6会社分をまとめてホームページで公表。
- ・債務引受限度額の設定時は、算出の基礎となる工事の内容の内訳について確認し、債務引受の際には、債務引受け前の書面審査及び債務引受後の現地確認を実施。
- ・会社の経営努力による新設、改築及び修繕に要する費用の縮減を助長する仕組みについては、その助成制度を広く国民に理解してもらうため、制度を分かりやすく解説した資料をホームページに掲載。また、助成委員会で審議された新技術や現場における会社の創意工夫などが閲覧・検索できるシステムをホームページに新設し、より一層の費用縮減が図られるよう会社に対して新技術の開発・活用を促進。なお、新技術は、会社の設計要領等に記載されることで標準化され、コスト縮減に寄与。
- ・機構による道路管理者の権限の代行については、特殊車両通行許可に係る包括的事前協議の対象拡大により業務を効率化。道路占用許可にあたっては、5件の高架下等利用計画を策定し道路空間を計画的に有効活用。また、通行止め予定情報の検索ページをホームページに新設。
- ・防災訓練のほか、内閣府が首都直下地震を想定して実施した「平成24年度政府総合図上訓練」への参加、さらに港区防災危機管理室を招いての講演会を開催。

すべての目標に対して、大きな努力が払われていて、計画・目標を達成している。特に、債務の返済及び金利上昇リスクの低減については、着実に実施されている。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

機構の各業務の運営については、以下の各事項に留意した取組が必要である。

- ・ホームページは、当初に比べると格段に見やすくなった。アンケートページをユーザーが利用しやすいよう、記入式ではなく選択式にするなど、さらなる改善が望まれる。
- ・海外調査報告書の中には、PPP関連の報告書など参考になる報告書もあり、引き続き取り組んでいただきたい。
- ・笹子トンネル事故を踏まえ、第3期中期計画（H25～H30年度）に定められた「国及び会社と一体となって、高速道路の老朽化対策を講じるとともに、管理水準の向上を図ることにより高速道路の安全性を一層向上させる」ことに、適切に対応する必要がある。
さらに、社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会の中間答申（H25.6.25）を踏まえ、国及び会社と連携しつつ、会社が実施する高速道路の維持・管理の在り方の適切な見直しにも、機構として積極的に取り組んでいただきたい。
- ・会社に対して助成を行う仕組みを通じて、コスト縮減のみならず、安全性や資産価値の向上等を図るための新技術の開発等を会社に促すことが必要。
- ・アウトカム指標については、さらなる充実とスピードアップが必要。
- ・「維持、修繕その他の管理の報告書」には、点検結果を載せるなどの工夫が必要。
- ・車両制限令違反車両に対しては、会社等と連携して、取締の一層の強化及びその取組を表す指標の設定ができないか検討いただきたい。
- ・新技術の開発等の促進については、新技術が標準化されたことにより、コスト縮減にどの程度効果があったのかを把握いただきたい。

なお、いずれの事項の実施にあたっては、各高速道路会社とも適切に連携、調整を図り、その効果がより大きなものとなるよう取り組んでいただきたい。

(その他)
特になし

総合評定 (SS, S, A, B, Cの5段階) A	(評定理由) 評価の分布からして、ほとんどの項目において、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあるとみとめられるため。
---------------------------------------	---

	実績	評価
1 政府方針等		
○「平成23年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成23年12月9日政委第27号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)における指摘事項を踏まえた評価。	対象外	—
○「平成23年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」(平成25年1月21日政委第7号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)における指摘事項を踏まえた評価。	指摘なし	—
○ 政独委の累次の指摘や政府方針、会計検査院等において取り組むべきとされた事項について、その進捗状況を明らかにした上での評価。	<p>①独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)で個別に措置を講ずべきとされた事項への対応は、次のとおりである。</p> <p>○「高速道路会社も含めた債務残高の公表」(平成23年度から実施)</p> <p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)においては、高速道路会社も含めた高速道路事業全体の債務残高及び債務返済状況を平成22年度決算発表時に引き続き、平成23年度決算発表時(平成24年8月3日)に公表した。</p> <p>○「道路管理者(国)の権限代行に係る事務の効率的実施」(平成23年度から実施)</p> <p>特殊車両通行許可事務については、平成23年6月から地方整備局、都道府県、政令指定都市との包括的事前協議を実施することで業務の効率化を図った。さらに、平成24年6月から当該包括的事前協議の対象に、通行経路が複数の高速道路会社が管理する高速自動車国道に跨る場合を追加した。</p> <p>道路占用許可事務におけるチェックリストについては、平成22年10月から前倒して導入し、各高速道路会社に通知するとともに、一層の適正な運用を図るため、担当者向け講習会を開催するなど周知を図った。</p>	<p>①</p> <p>○「高速道路会社も含めた債務残高の公表」</p> <p>平成22年度決算発表時に引き続き平成23年度決算発表時においても公表しており、機構の対応は適切と認められる。</p> <p>○「道路管理者(国)の権限代行に係る事務の効率的実施」</p> <p>特殊車両通行許可事務については、平成23年6月より関係機関と包括的事前協議を実施し、さらに平成24年6月より、その対象に通行経路が複数の高速道路会社が管理する高速自動車国道に跨る場合を追加したところであり、道路占用許可事務については、平成22年度からチェックリストの導入等を実施しており、これらの実施により業務の効率化がなされ、利用者に対する利便性の向上が図られていることから、機構の対応は適切と認められる。</p>

	実績	評価
	<p>○「東京事務所の早期移転の検討」(平成22年度から実施) 東京事務所の早期移転の検討については、これまでに東京事務所の移転に関する検討会を開催(5回)し、最近の不動産市況、不動産仲介業者等へのヒアリング結果等について報告するとともに、移転に当たっての課題等の検討を行った。</p> <p>②「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)が発出されて以降の公益法人等に対する会費の支出については、引き続き業務の遂行のために真に必要なものを除き、行わないこととしている。また、真に支出の必要がある会費についても、支出金額の見直しを行い、公益法人等が定める最低限の金額とした。 また、「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づき、平成23年度の公益法人に対する支出について契約監視委員会による点検を受け、その結果をホームページで公表した。</p>	<p>○「東京事務所の早期移転の検討」 引き続き早期移転に伴う諸問題について検討が進められており、機構の対応は適切と認められる。</p> <p>②会費の見直しについては真に必要なものを除き支出を行わないこととしているほか、真に必要な公益法人等に対しても最低限の会費支出となるようにしており、公益法人に対する支出については契約監視委員会による点検を受け、公表も行っていることから、機構の対応は適切と認められる。</p>
<p>2 財務状況</p>		
<p>(1)当期総利益(又は当期総損失)</p> <p>○ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものか。</p>	<p>機構の当期総利益については、高速道路貸付料収入が太宗を占める収益から債券及び借入金の支払利息、道路資産の減価償却費等の費用を控除した経常利益に、臨時損失、臨時利益を加え、結果として発生しているものである。その発生要因については、決算記者発表資料等で明らかにし、公表している。 また、機構は、法令に基づき、高速道路に係る資産等を保有し、各高速道路会社等に貸付け、債務の早期・確実な返済を行っており、高速道路事業における当期総利益は、全て、機構の設置目的である債務返済の原資に充てている。(機構の業務運営に問題はない)。 (参考:業務実績報告書参考資料4)</p>	<p>当期総利益の発生要因については、決算記者発表資料等で明らかにしていること、また、機構は高速道路事業における当期総利益については、債務の早期・確実な返済を行うため、全て債務返済の原資に充てていることから、機構の対応は適切と認められる。</p>

	実績	評価
(2)利益剰余金(又は繰越欠損金)		
○利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。	高速道路事業における利益剰余金については、全て、機構の設置目的である債務返済の原資に充てている。	高速道路事業における利益剰余金については、全て債務返済の原資として充てられており、機構の対応は適切と認められる。
○繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性(既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性を含む)。さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうか。	該当なし	—
(3)運営費交付金債務		
○当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。	該当なし	—
○運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析。	該当なし	—
3 保有資産の管理・運用等		
(1)保有資産全般の見直し		
ア 実物資産		
○「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」(平成24年12月14日行政改革担当大臣決定。以下「見直し実施計画」という。)を踏まえた見直しの実施状況を明らかにした上での評価。	機構は、職員宿舎を保有していない。 なお、借上げ宿舎は必要最小限のものであり、かつ当該宿舎の宿舎使用料は国家公務員宿舎の使用料に準じて適切に算出し徴収している。	職員宿舎は保有しておらず、借り上げ宿舎も、頻度の高い転居に伴う必要最小限のものとなっており、また、宿舎使用料については、国家公務員宿舎の使用料に準じて適切に徴収していることから、機構の対応は適切と認められる。
○見直し実施計画で廃止等の方針が明らかにされている宿舎以外の宿舎及び職員の福利厚生を目的とした施設について、法人の自主的な保有の見直し及び有効活用の取組状況を明らかにした上での評価。	機構は、職員宿舎、職員研修・宿泊施設、福利厚生施設その他これに類する施設を保有していない。	福利厚生施設等の施設は保有しておらず、機構の対応は適切であると認められる。

	実績	評価
イ 金融資産		
○ 金融資産について、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性についての評価	機構の金融資産は、債務返済等に必要な現預金である。	債務返済等に必要な現預金であることから、機構の対応は適切であると認められる。
○ 資産の売却や国庫納付等を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価	該当なし	—
ウ 知的財産等		
○ 特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況。	該当なし	—
(2)資産の運用・管理		
ア 実物資産		
○ 活用状況等が不十分な場合は、原因が明らかにされているか。その妥当性。	機構は、法令に基づき、高速道路に係る資産等を保有し、全て各高速道路会社等に貸付け、債務の早期・確実な返済を行っている。なお、職員宿舎、職員研修・宿泊施設、福利厚生施設その他これに類する施設も保有していない。	法令に基づき、高速道路に係る資産等を保有し、各高速道路会社等に貸し付け、債務の早期・確実な返済を行っており、福利厚生施設等の施設は保有していないことから、機構の対応は適切であると認められる。
○ 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組。	<p>○管理の効率化 機構が保有している高速道路資産については、法令に基づき高速道路会社が行っている。その管理コストについては、過去の実績等を基に適切に算出の上、機構と高速道路会社との協定に反映させるとともに、高速道路会社における管理の実状、そのコストの計画・実績の差異及びその理由を確認し、公表している。 また、機構においては、各高速道路会社に貸し付けている保有資産について、マニュアルに基づき会社から提出された月次データの内容を毎月確認するとともに、マニュアルに基づき会社における道路資産の管理の実態について毎年度確認している。 このような仕組みを通じて、効率的かつ適切な管理を行っている。</p> <p>○自己収入の向上 法令や協定等に基づき、道路資産の貸付料や占用料等の確実な徴収を行っている。</p>	<p>○管理の効率化 管理コストについては、過去の実績等から適切に算出の上、協定に反映させるとともに、高速道路会社における管理の実情等を確認・公表し、各高速道路会社等に貸し付けている保有資産については、マニュアルに基づき適切かつ効率的な管理が行われていることから、機構の対応は適切であると認められる。</p> <p>○自己収入の向上 法令等に基づき、道路資産の貸付料等の確実な徴収を行っており、機構の対応は適切であると認められる。</p>

	実績	評価
イ 金融資産		
a) 資金の運用		
○ 事業用金融資金の管理・運用に関する基本方針の策定状況及び委託先の選定・評価に関する規定状況。	該当なし	—
○ 運用委託先の評価の実施状況及び定期的見直しの状況。	該当なし	—
○ 資金管理機関への委託業務に関する管理・監督状況。	該当なし	—
b) 債権の管理等		
○ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性。	該当なし	—
○ 回収計画の実施状況。i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。	該当なし	—
○ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。	該当なし	—
ウ 知的財産等		
○ 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況。	該当なし	—
○ 実施許諾等に至っていない知的財産の活用を推進するための取組。	該当なし	—

	実績	評価
4 人件費管理		
(1) 給与水準		
○ 給与水準の高い理由及び講ずる措置について、国民に対して納得の得られるものとなっているか。	国民に理解の得られる給与水準とするため、平成24年度においても、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに準拠した措置を実施するとともに、引き続き、効率的な組織運営に努めている。	国家公務員の給与見直しに準じた措置を講じるなど機構の対応は適切であると認められるが、引き続き効率的な組織運営が望まれる。
○ 給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。	平成24年度の機構の給与水準に係る国土交通大臣の検証結果においては、「国と概ね同等の水準となっており、引き続き、国家公務員に準じて適正な給与水準となるよう取組む」こととされている。 今後とも、国民に理解の得られる給与水準とするため、人事院勧告を考慮するとともに、効率的な組織運営を進めていく。	国土交通大臣の検証結果を踏まえ、国民の理解を得られる給与水準とするための対応は適切であると認められるが、引き続き効率的な組織運営が望まれる。
○ 国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する検証状況。	該当なし	—
(2) 総人件費		
○ 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等を踏まえ、機構の中期計画等においても人件費削減の取組を行うこととしているところ。機構においては既に目標(平成17年度比▲5%)を達成し、平成24年度においても引き続き目標を上回る削減実績(▲22.6%)を達成している。	目標を上回る削減実績を達成しており、機構の対応は適切であると認められる。
(3) その他		
○ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。	機構の福利厚生については、国に準じた水準となっている。	福利厚生については、国に準じた水準となっており、機構の対応は適切であると認められる。

	実績	評価
5 契約		
(1) 契約に係る規程類、体制		
<p>○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等。</p>	<p>○ 契約に係る規程類に関しては、 ・「独立行政法人通則法」(平成11年法律第103号)及び「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令」(平成17年国土交通省令第64号)の規定に基づき、機構の業務方法書において、一般競争に付することを契約の原則とする基本ルールを記載、 ・契約職が行う契約手続の原則について、会計法に準じた会計規程を整備、 ・契約職が行う契約手続の詳細や、随意契約の基準等について、恣意的な運用を排除するための国の「予算決算及び会計令」(昭和22年勅令第165号)に準じた契約事務取扱規程を整備するなど、必要な規程類を整備し、適切に取り組んでいる。また、これら規程類や契約の状況をホームページで公表し、その内容を明らかにしている。</p>	<p>契約に係る必要な規程類については、その整備・運用が適切になされており、機構の対応は適切と認められる</p>
<p>○ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等。</p>	<p>○ 契約事務手続に係る執行体制は、規程(会計規程及び会計規程実施細則)に定めることで明確化している。</p> <p>○ 契約手続に係る審査体制については、規程に基づき次の委員会を設置しており、当該委員会で調査審議することで、適切な手続の執行を確保している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札・契約手続運営委員会 ・物品等入札・契約手続運営委員会 ・会計監査人候補者選定審査委員会 ・資金調達・金融機関等選定審査委員会 <p>また、契約締結後には事後チェックを実施しており、内部統制委員会における半期毎の状況の審議及び毎年の契約監視委員会における点検・検証により、契約は適正に行われているとの評価を受け、その議事概要を公表している。</p> <p>このように、契約に係る規程類を適切に整備・運用を図るとともに、契約事務手続の執行・審査等を適切に実施している。</p>	<p>契約事務手続に係る執行体制や審査体制に関しては、必要な各種委員会の設置及び適切な運営がなされるとともに、実際の契約事務手続については、適切に執行がなされており、機構の対応は適切であると認められる。</p>

	実績	評価
<p>(2) 随意契約見直し計画</p> <p>○「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組。</p>	<p>○随意契約等見直し計画では、随意契約の件数を19件(平成20年度実績)から真にやむを得ないものとして13件に削減するとしているところ、平成24年度は12件とし目標を達成した。</p> <p>○随意契約等見直し計画では、一者応札・一者応募の削減を目指し、14件(平成20年度実績)について契約方式等を見直すこととしているが、平成24年度においては、競争参加資格要件の緩和、事前公告及び郵送入札の実施、発注規模の拡大等により、一者応札・一者応募となった案件は1件となった。</p>	<p>真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等に移行したこと、また、競争参加資格要件の緩和等を実施したことにより、一者応札の件数が減少するなど、機構の対応は適切であると認められる。</p>
<p>(3) 個々の契約</p> <p>○ 個々の契約の競争性・透明性の確保。</p>	<p>○競争性の確保</p> <p>・競争性の確保を徹底するために、一者応募・一者応札対策を盛り込んだ「随意契約等見直し計画」をホームページで公表した。</p> <p>・契約手続に当たっては、競争性を確保する観点から、機構の入札・契約手続運営委員会、資金調達及び金融機関等選定審査委員会、会計監査人候補者選定審査委員会の審議を経て、随意契約とすることが真にやむを得ないもの(12件)を除き、一般競争入札等(62件：一般競争入札57件、企画競争2件、確認公募3件)を実施し、その入札等の結果をホームページで公表した。</p> <p>・外部有識者及び監事による契約監視委員会を開催(平成24年11月28日)し、競争性のない随意契約が真にやむを得ないものであるか、一者応札・一者応募となった契約について競争性の確保を目指す方策が執られているか、前回の委員会で見解として出された検討事項への対応が適切であるかなどについて点検・検証が行われ、その結果、全ての契約について特段の指摘はなく、契約は適正に行われているとの評価を受けた。また、その議事概要をホームページで公表した。</p> <p>○契約の透明性の確保</p> <p>外部委員を含む契約監視委員会が契約手続について点検を行い、その結果をホームページで公表した。また、全ての入札結果についてホームページで公表するなど、透明性の確保に取り組んだ。</p>	<p>機構の各種委員会において審議を重ね、また、外部有識者や監事による契約監視委員会での点検・検証を実施し、その議事概要や入札結果を公表するなど競争性、透明性の確保が図られており、機構の対応は適切であると認められる。</p>

	実績	評価
<p>6 内部統制</p> <p>○ 内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組。監事監査結果への対応。内部統制の充実・強化に関する法人・監事の積極的な取組。</p>	<p>○ 内部統制の現状把握 機構においては、内部統制の充実・強化を図るため、役員会の外、会計監査人候補者選定審査委員会(24年度2回開催)、資金調達及び金融機関等選定審査委員会(同1回開催)、入札・契約手続運営委員会(同7回開催)、物品等入札・契約手続運営委員会(同10回開催)及び契約監視委員会(同1回開催)を設置・運営している。</p> <p>上記の各委員会に加え、全役員及び部長級以上の職員による幹部連絡会(原則毎週開催)や随時行っている各部門間のミーティングを通じて、機構のミッションに即して役職員に課題・職務等が適切に与えられているか、リスクの評価・分析、業務の執行状況の把握が行われているか、必要な規程、マニュアル等が整備されているかなど、常日頃から内部統制の状況を把握している。</p> <p>さらに、全体的な統制状況を把握すべく、理事長を委員長とする内部統制委員会を開催し(同4回開催)しており、年度末には、1年間の状況を締めくくる審議を行っている。</p> <p>○ 監事の監査報告書への対応 監事は、定期監査の外、理事長及び会計監査人からの報告、役員会や内部統制委員会等への常時出席、資産の棚卸への参加による状況調査等を通じ、機構の業務を詳細に把握・分析した上で、監査報告書を取りまとめ、公表している。</p> <p>平成24年度業務の実施に当たっては、平成23事業年度監査報告書を踏まえ、適切に対応するとともに、その対応状況を公表している。(別添「平成23事業年度監事監査報告書への対応状況等(平成24年度)」参考)</p>	<p>○ 内部統制の現状把握 役員会や内部統制委員会の充実・強化を図るための各種委員会の開催に加え、各部門間のミーティング等を通じて常日頃から内部統制の状況を把握し、さらに、全体的な統制状況を把握すべく内部統制委員会を開催しており、機構の対応は適切であると認められる。</p> <p>○ 監事監査報告書への対応 監事監査結果については、監事が役員会や内部統制委員会等への出席し、理事長や会計監査人からの説明聴取を踏まえ適切に作成・公表されるとともに、前年度の監事監査結果における指摘に対し必要な措置がなされており、機構の対応は適切であると認められる。</p>

	実績	評価
<p>○ 法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、法人にとって優先的に対応すべき重要な課題が何であるかを明らかにした上で、それへの対応状況の評価。</p>	<p>○ミッションの周知・徹底 機構の役員会や内部統制委員会は、(1)債務の確実な返済、(2)高速会社と連携した高速道路事業の円滑な実施、(3)業務運営の効率性と透明性の確保をはじめとする法人のミッションについて、常日頃から周知徹底が図られるよう関係する職員の誰もが傍聴を許され、必要であれば発言も許される開かれた運営をしており、各職員は法人の長の方針について、審議内容を踏まえた深い理解ができる体制としている。</p> <p>○リスクの把握・対応 機構のミッション達成を阻害する課題(リスク)としては、債務の確実な返済に影響を与える金利、交通量等の変動があるが、幹部連絡会等を活用し、これらに関する情報を常時把握するとともに、役員会・内部統制委員会等において、債務返済の計画と実績の対比、要因分析等を行うことにより、当該リスクへの適切な対応を行っている。その他の様々なリスクについても、同様に、幹部連絡会等を活用した情報の把握、役員会・内部統制委員会等における対応策の検討をはじめ、リスクの把握・分析・対応等を適切に行っている。</p>	<p>○ミッションの周知・徹底 機構のミッションについて周知徹底が図られるよう、職員全員に開かれた形で役員会や内部統制委員会が運営されており、法人の長の方針を各職員が理解出来る体制をとっていることから、機構の対応は適切であると認められる。</p> <p>○リスクの把握・対応 リスク要因と考えられる事項の情報について常時把握するとともに、役員会や内部統制委員会において要因分析を行うことでリスクへ備えていることから、機構の対応は適切であると認められる。</p>
<p>7 関連法人</p>		
<p>○ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。当該関連法人との業務委託の妥当性。</p>	<p>該当なし</p>	<p>—</p>
<p>○ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性。</p>	<p>該当なし</p>	<p>—</p>
<p>8 中期目標期間終了時の見直しを前提にした評価</p>		
<p>○ 中期目標期間終了時において、主務大臣が行う法人の組織・業務の全般にわたる見直しが行われているか。</p>	<p>国土交通大臣は、機構の第2期中期目標の期間(平成22年4月1日から平成25年3月31日まで)の終了時において、国土交通省独立行政法人評価委員会の意見を聴取し、機構の組織・業務の全般にわたる見直しを行った。</p>	<p>第2期中期目標期間終了時において、機構の組織・業務の全般にわたる見直しを行っており、機構の対応は適切であると認められる。</p>

	実績	評価
<p>9 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価</p>		
<p>○業務改善のための具体的な取組</p>	<p>○機構の目的である債務の確実な返済のため、政府方針等も踏まえ、必要に応じて交通量や金利水準等の基礎的な前提条件を見直すとともに、確実な債務返済を確認して、適切に協定及び業務実施計画を見直した。</p> <p>○今後の金利上昇リスクを軽減し、債務返済の確実性を高める観点から、長期債(10年)・超長期債(10年超)を中心に調達を行ったほか、資金調達の多様化の観点から中期債(4年)の発行を行い、平成24年度は、総額2兆8,660億円の資金を調達した。</p> <p>○業務の円滑な実施を担保しつつ、業務コストの削減に努めた。一般管理費(退職手当を除く人件費を含む。)については、平成21年度(標準換算額)と比較して3%以上の削減を行うという目標を上回る削減実績(△20.1%)を達成した。</p> <p>○ホームページについて、アクセスデータの収集・解析やユーザーへのアンケート調査等を実施し、閲覧動向や改善要望を把握した上で、情報を検索しやすくするための工夫やユーザーが求める情報の充実を図るなど、より使い勝手の良いホームページとなるよう全面的なリニューアルを行った。</p> <p>○助成制度を通じ、平成24年度においては、会社の経営努力により高速道路事業に係るコスト縮減(約23億円)が図られ、助成金(約9億円)を交付した。 助成委員会で審議された「2車線断面トンネルでのセラミックメタルハライドランプの開発」などの新技術は、会社の設計要領等に記載されることで標準化され、現場で活用されることによりコスト縮減が図られている。また、標準化された新技術に関しては、その新技術を前提として、債務引受限度額を適切に設定することとしている。</p> <p>○特殊車両通行許可事務について、平成23年6月から地方整備局、都道府県、政令指定都市との包括的事前協議を実施することで業務の効率化を図った。さらに、平成24年6月から当該包括的事前協議の対象に、通行経路が複数の高速道路会社が管理する高速自動車国道に跨る場合を追加して改善を図った。</p>	<p>機構の目的である債務の確実な返済に向けて、必要に応じて基礎的な前提条件を見直し、適切な資金調達や協定変更等を実施するとともに、業務コストの削減や権限代行業務の効率化を図るほか、ユーザーの立場に立った、より使い勝手のよいホームページのリニューアルなどの改善がなされており、機構の対応は適切であると認められる。</p> <p>また、防災訓練等の強化を実施するなど、災害に対する体制整備が図られており、機構の対応は適切であると認められる。</p>

	実績	評価
	<p>○道路占用許可事務について、平成22年10月からチェックリストを導入し、各高速道路会社に通知した。また、会社の担当者を対象とした占用更新説明会による占用許可申請書のチェックポイントの周知等により、占用許可事務の適切かつ効率的な実施について重ねて要請した。</p> <p>○東日本大震災での経験等を踏まえ、会社をはじめとする関係機関と連携した情報伝達・収集訓練、機構被災時を想定した職員の安否登録訓練及び参集応答訓練に加え、訓練の充実、防災意識の向上、機器類の充実などの不断の取組により、災害に対する万全の体制を整えた。</p>	

平成 23 事業年度監事監査報告への対応状況等（平成 24 年度）

監事監査報告	対応状況等
<p>1. 入札及び契約の適正化</p> <p>・（不動産表示登記等業務について）契約の監督や進行管理を適時適切に行うとともに、単価契約等において業務の履行の確認を厳格に行い、さらに、単価契約の方法についても見直しの検討を行うこと等により、契約の適正な執行により一層努めることが必要である。</p>	<p>・平成 24 年度不動産表示登記等業務の発注において、契約の適正な執行により一層努めるため、予定価格を従来の「単価×予定数量の総価」から「基準単価 1 項目」に変更するなど入札方式の見直しを行うとともに、業務の進捗状況を毎月報告することを新たに仕様書に義務付けるなど、業務の履行確認を厳格に行った。</p>
<p>2. 給与水準</p> <p>・独立行政法人等の役職員の給与の見直しが言われている中、引き続き、人件費の見直し等についての必要な取組みを進めていくことが重要である。</p>	<p>・国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成 24 年法律第 2 号）に基づく国家公務員の給与の見直しに準拠して、次の措置を実施した。</p> <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> － 平成 24 年 4 月から国家公務員に準じた率（俸給月額削減率 9.77%）で、本来の支給額からの減額を実施（平成 26 年 3 月まで）。 － 国家公務員の給与の見直しに準拠して、平成 24 年 4 月に本給月額を平均 0.5% 引き下げ（平成 23 年 4 月分から平成 24 年 3 月分については、平成 24 年 6 月の期末手当で調整）。 <p>【職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> － 平成 24 年 7 月から職務の級や手当の内容に応じて、国家公務員に準じた率（俸給月額削減率 4.77%～9.77%）で、本来の支給額からの減額を実施（平成 26 年 3 月まで）。なお、本年 4 月から 6 月分及び 6 月の特別手当分については、本年 12 月の特別手当で調整。 － 国家公務員の給与見直しに準拠して、平成 24 年 4 月に本給月額を平均 0.23% 引き下げ（平成 23 年 4 月分から平成 24 年 3 月分については、平成 24 年 6 月の期末手当で調整）。
<p>3. 道路管理者の権限代行</p> <p>・マニュアルについては、23 年度においてすでに高速道路管理実施マニュアル（交通管理編）が策定されたところであるが、交通管理以外の業務（占用許可等）についても作成するとともに、必要に応じて改訂を行うこと等により、引き続き、会社と一層連携したより円滑な業務の執行を行っていくことが必要である。</p>	<p>・高速道路管理実施マニュアル（道路管理編）の作成について、高速道路会社（以下「会社」という。）とマニュアルの作成方法、作成スケジュールなどについて調整等を行った上で、平成 25 年度上半期の策定に向け、権限代行ごとにマニュアルの作成作業を実施した。</p>

監事監査報告	対応状況等
<p>4. 内部統制の状況</p> <p>・有効な内部統制の仕組みの構築が、規模や業務内容において全く異なる各独立行政法人を通じる共通の評価尺度の一つになっていることに鑑みると、機構においても内部統制活動の成果をより一層積極的に毎年度の業務実績として報告し、国交省独法評価委員会等の外部評価を受け、内部統制の更なる改善を目指すべきであると考えます。</p> <p>・機構では倫理規程、情報セキュリティポリシー等を定め、講演会の開催等により啓発に努めているが、特に新たな役職員の着任時には、これらの趣旨、内容についての説明資料を配布する等、役職員が遵守すべき基準として、十分な理解を求める必要がある。</p>	<p>・国土交通省独立行政法人評価委員会に対し、平成 23 年度における次のような主な内部統制活動について積極的に報告し、同委員会から当機構の対応は適切であるとの評価を受けた。</p> <p>①役員会、理事長を委員長とする内部統制委員会等の各種委員会のほか、幹部連絡会その他随時行われる各部門とのミーティングを通じて、理事長等は日頃から業務上重要な情報を適時適切に把握していること。</p> <p>②役員会や内部統制委員会を開かれた運営とすることで、法人の長の方針について、職員が審議内容を踏まえた深い理解ができる体制としていること。</p> <p>③機構のミッションに係る重要な要因となる金利、交通量の変動状況等について、幹部連絡会等を活用して常時把握するとともに、役員会・内部統制委員会等において、債務返済の計画と実績の対比、要因分析等を適切に行っていること。</p> <p>・効率的かつ適切に機構の目標を達成するため、このように日頃の業務執行の中で、常に内部統制を図る体制を整備している。</p> <p>・機構の倫理規程、情報セキュリティポリシー等の理解と遵守を促すため、規程類の要点をまとめた概要版を作成し、全役職員へ周知した。</p>
<p>5. 国民の理解を得るための情報提供</p> <p>・ホームページの「入札契約情報」において情報の検索が容易になるよう見出し項目を工夫したり、「入札及び契約の結果の公表」において契約に係る情報を一覧できるリストを掲載した外、トップページのリニューアル等を行ったところである。今後とも、定期的に見直しを行い、ユーザーが必要な情報を容易に得られる使い勝手の良いホームページとなるよう、更なる改善に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>・ホームページについては、より使い勝手の良いものとするため、アクセスデータの収集・解析やユーザーへのアンケート調査を実施し、閲覧動向や改善要望を把握した上で、次のように情報を検索しやすくするための工夫や情報の充実を図り、全面的にリニューアルした。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 決算の概要や債務返済の実績等の機構として特に積極的に発信したい情報について、それぞれ分かりやすく解説したページを新設するとともに、トップページの見やすい位置にバナーを設置。 － 掲載情報を主なカテゴリーごとに整理し、そのバナーをトップページに掲出するとともに、高速道路関連情報等の積極的に公開すべき情報をより上位の階層に掲載。 － トップページのアクセスランキング上位ページ欄の充実。 － トップページの各バナーにプルダウンリストを設置。 － ホームページ内検索システムの機能の充実。 － 各ページ内に関連する情報ページへのリンクを設置。 等

監事監査報告	対応状況等
<p>・ホームページ上のコンテンツについても、例えば 23 年度に締結された変更協定自体は速やかに開示されたが、変更後の償還計画（機構と会社の収支予算の明細）等についてのより分かりやすい形での情報提供は遅れた。また、協定も度重なる変更により全体を捉えにくくなっており、単に変更協定のみを順に掲載するのではなく、当初協定に追加・差替えしたものを併せて提供し、しおりを付し、協定変更の概要も掲載する等、分かりやすさ、ユーザーの負担軽減の観点から工夫の余地があると考え。</p>	<p>・変更協定締結後速やかに、機構と会社の収支予算の明細、債務返済の見通しの根拠（前提条件）、機構の未償還残高の推移などを更新し、情報提供を行った。</p> <p>また、ホームページのリニューアルに合わせて、変更された最新の協定については、ユーザーにとってより分かりやすい形での情報の提供を行った。</p>
<p>6. 防災対策の充実</p> <p>・震災時の体験はそれ自体が貴重なものであり、将来、機構職員となって防災業務を担う者とも体験を共有する観点から、震災時に機構が業務をどのように実施したか、詳細な記録を残し資料を整理することが求められている。</p> <p>・情報システムのバックアップ及び電源・回線の確保等の対策については、災害時における事業継続の観点から、東京事務所の早期移転の検討の中で、十分に考慮する必要があると考え。</p>	<p>・震災時に実施した機構業務について事例をとりまとめ、防災業務ファイルに追加することで、体験の共有化を図り、今後想定されている地震等の発生時に活用できるよう整理を行った。</p> <p>・東京事務所の早期移転の検討に当たり、オフィスビルの現地調査等を通じてビルの自家発電装置の機能やテナントが独自に当該装置を設置する場合の要件等について情報収集を行ったところ、独自に電源を確保することは、効果的でないことが判明した。このため、関西業務部においてバックアップを図ることを基本に対策を検討した。</p>